

## 令和5年度静岡県ひきこもり支援センター居場所設置運営事業委託先募集要項

内閣府の調査では、全国でおよそ115.4万人がひきこもり状態にあると推計されており、静岡県では、県ひきこもり支援センターを始めとする複数の機関が、本人の状態や意思に添った支援を行っています。

県ひきこもり支援センターでの電話、来所相談により、ひきこもり状態に改善が見られた場合、次のステップである「居場所」を中心とした支援の継続の場を設けることが必要となっています。そこで、ひきこもり当事者が、身近な地域で社会参加の第一歩を踏み出すために利用する「居場所」を県ひきこもり支援センターの機能の一部として設置します。

### 1 応募期間

令和5年2月13日～2月21日正午

### 2 委託契約の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする

### 3 事業の概要

別紙1「令和5年度静岡県ひきこもり支援センター居場所設置運営事業委託業務説明書」参照

- (1) 居場所の運営
- (2) 団体独自の居場所運営に係る活動

### 4 委託費

1,200,000円 上限（税込） ※居場所1箇所につき年間120万円

### 5 応募資格

社会福祉法人又はNPO法人などの営利を目的としない法人のうち、以下の条件を満たすもの。

- (1) 令和5年2月1日時点で受託を希望する各地区（賀茂・東部・志太榛原・中東遠）において居場所を週1回以上開設していなかったこと。（ただし、平成28年度以降において、県から本事業の受託を受けたことのあるものを除く。）
- (2) ひきこもりに対する専門的見識を備え、事業の趣旨に沿ったひきこもり支援等の活動実績があり、利用者に応じた柔軟な対応ができること。
- (3) 県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有し、静岡県内を中心に活動していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体・グループでないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的

とした団体・グループでないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 新たな会員の入会が可能であること。

## 6 応募方法（別紙2「応募について」参照）

所定の応募用紙（別添様式第1号～4号）に必要事項を記載し、団体の概要がわかる資料（定款等）及び運営に携わる職員の経歴がわかる資料並びに収支計画書を添えて応募期間内に郵送又は直接提出により申し込むこと。なお、郵送の場合は事前に障害福祉課まで連絡すること。

## 7 選考（別紙3「審査項目」参照）

書面審査及び企画提案方式による随意契約

## 8 その他

- (1) 委託の契約は、静岡県財務規則等の関係法令に基づき行う。
- (2) 令和5年度予算の成立を条件とするため、予算が成立しなかった場合は、令和5年3月13日までに応募者に対して連絡する。
- (3) 契約にあたっては、上記以外にも要件がある。

## 9 応募書類提出先・問い合わせ先（平日午前9時から午後5時まで）

この事業に関する詳細な説明については、下記にて応募期間中に行う。

担当　　当　　静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課 精神保健福祉班

住所　　〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

連絡先等　電話番号 054-221-3523／FAX番号 054-221-3267

E-mail　seisin@pref.shizuoka.lg.jp

## (別紙1)

# 令和5年度静岡県ひきこもり支援センター居場所設置運営事業委託業務説明書

### 1 設置場所

賀茂地区（1箇所）、東部地区（2箇所）、志太榛原地区（1箇所）、中東遠地区（1箇所）

### 2 支援対象者

ひきこもり傾向がある者のうち、県ひきこもり支援センターが支援を必要と認めた者。

なお、居場所支援受託者が支援を必要であると判断した者は、県ひきこもり支援センターと協議の上で支援を決定する。

### 3 委託要件

受託者が設置した居場所で以下の業務を原則として利用者から利用料の徴収をせずに実施すること。ただし、実費がかかる企画への参加は除く。

- ・居場所開設原則週1回以上（年48回以上）とする。
- ・居場所開設時間は1回につき4時間以上とする。
- ・居場所開設時間内は、スタッフを2名以上配置すること。  
※ 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等であることが望ましい。
- ・居場所の設置場所として県や市町の施設を利用することも可能（事前に許可を得ること）。
- ・居場所開設時間内に配置されるスタッフ2名は、直接雇用している者を配置すること。
- ・居場所のルールを定めること。

### 4 委託内容

#### (1) 当事者への支援

- ・プログラムメニューの準備  
(プログラム例：読書、ゲーム、料理、スポーツ、散歩、買物等)
- ・当事者の希望に沿ったプログラム実施
- ・その他当事者同士で話し合い、決定したプログラム実施の準備、助言  
(プログラムのための準備物品例：ゲーム、調理器具、スポーツ用具等)
- ・プログラム参加を希望しない利用者は個別に対応

#### (2) 電話問い合わせ、相談対応

#### (3) 見学者、体験利用者の対応

#### (4) ケース記録作成

#### (5) 県ひきこもり支援センターが行う居場所利用のための面談の調整、立会

#### (6) 県ひきこもり支援センターとの連絡調整（支援方法の検討等）

#### (7) 県ひきこもり支援センター主催の研修や会議への出席

その他、具体的な居場所の運営方法については「静岡県ひきこもり支援センター居場所設置運営事業居場所運営マニュアル」による。

## 5 団体独自の居場所運営に係る活動

事業企画書には、各団体が独自で行う居場所運営に係る活動も提案すること。

(例)

- ・ I T 活用（インターネットを利用した広報や相談受付、メール等による簡単な相談対応 等）
- ・ 就業支援（ジョブトレーニング、就労体験活動 等）
- ・ 連携強化（職場体験・就業に向けた受入企業の発掘、関係機関・団体等との連絡会議開催、各種団体とのネットワーク構築 等）
- ・ 広報活動（ホームページ開設、活動案内、利用者の拡大、情報提供 等）

## 6 その他の業務

- (1) 事業の記録を事業終了後 5 年間保存すること。
- (2) 委託にあたり、委託業務契約書、委託業務実施計画書、収支予算書及び月例報告書、終了時には、委託業務実績報告書及び収支決算書を提出すること。

## 7 勤務人数

居場所開設時間内は最低 2 人以上の人員を配置すること。人員の詳細については「3 委託要件」を参照。

## (別紙2) 応募について

### 1 スケジュール

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| ホームページによる公告開始          | 令和5年2月13日（月）     |
| 事業企画書の提出期限             | 令和5年2月21日（火）正午必着 |
| 選考・採用委託先の決定            | 令和5年3月下旬予定       |
| 選定結果の伝達                | 令和5年3月下旬予定       |
| なお、応募者の状況により変更する場合がある。 |                  |

### 2 第1次審査

#### (1) 審査方法

令和5年度静岡県ひきこもり支援センター居場所設置運営事業委託先選定委員会事務局（障害福祉課）にて書類審査を行う。

#### (2) 審査項目

要項、趣旨及び形式等の項目を審査する。

#### (3) 結果通知

審査の結果、不合格と認められた場合には令和5年3月3日（金）午後5時までに通知する。

なお、新規応募団体については、第2次審査前に調査員による現地視察を行う（既存の受託団体でも、事業場所の変更等があった時は現地視察を行う場合があります）。

### 3 第2次審査（プレゼンテーション）

#### (1) 審査方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、令和5年度静岡県ひきこもり支援センター居場所設置運営事業委託先選定委員による書類審査を行う。

なお、説明を補足する資料があれば、任意の様式により提出可とする。

#### (2) 審査項目

別紙3のとおり。

#### (3) 結果発表

選定結果は、全ての企画提案者に文書により通知する。

なお、各地区で第1次審査に合格した応募者が1者（東部は2者）であり、なおかつその応募者が過去に県から本事業の委託を受けた者であった場合、事務局（障害福祉課）において、別紙3の審査項目に記載の各項目について応募書類に基づいた書面審査・採点を行い、その審査・採点内容について過半数の委員から同意を得たときは、選定委員会の招集は要しないこととし、事務局の採点を当該応募者の審査点とすることができる。

※ただし、前回とは異なる事業場所で居場所を開設する等、事業企画の大幅な変更があった場合等はこの限りではない。

## 4 応募書等の提出

### (1) 提出書類

所定の応募用紙（別添様式第1号～4号）に必要事項を記載し、収支計画書、団体の概要がわかる資料（定款等）及び運営に携わる職員の経歴がわかる資料を添えて応募期間内に申し込む。

| 書類名<br>(様式番号)    | 記載すべき内容、留意事項等   |
|------------------|---|
| 応募書<br>(様式第1号)   | 代表者の記名押印が必要   |
| 事業企画書<br>(様式第2号) | 事業の概要を参考にした事業の企画<br>・募集要項3の「(1)居場所の運営」をどのように実施するのか。<br>その中で「(2)団体独自の居場所運営に係る活動」について、何をどのように展開するのか。(具体的方策)<br>事業の執行体制<br>・事業運営組織、運営スタッフの配置計画（トラブル時の対応方法等）、年齢、活動歴(相談時間等)、資格 等 |
| 団体の概要<br>(様式第3号) | ・団体の名称<br>・設立（結成）日<br>・団体連絡先<br>・代表者名<br>・事業担当者名<br>・団体の概要と目的<br>・主な活動実績及び行政からの受託事業実績   |
| 誓約書<br>(様式第4号)   | 政治・宗教団体及び暴力団等でないことを誓約する書面<br>(代表者の記名押印が必要)  |
| 収支計画書<br>(様式任意)  | 別紙「収支計画書」を参考に運営経費の収支計画書を作成する。   |

### (2) 提出期限

令和5年2月21日（火）正午まで（必着）

### (3) 提出先

静岡県健康福祉部 障害福祉課 精神保健福祉班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館2階

### (4) 提出方法

持参又は郵送（要事前連絡）による。

### (5) その他留意事項

第1次審査に合格した応募者が1者（東部は2者）以上の場合、説明を補足する資料があれば任意の様式により提出可とする。提出期限は別途通知する。

### (別紙3) 審査項目

第2次審査時には、事業企画書の記載内容を下記の項目に照らしながら審査する。

| 大項目             | 小項目                  | 具体的な観点                                     |
|-----------------|----------------------|--|
| 企画性             | (1) 相談体制の整備          | 相談体制を整備し、円滑に運営することができるか。                   |
|                 | (2) 利用者に応じた柔軟な居場所の運営 | 居場所の運営にあたり、利用者の特性に応じた柔軟な対応ができるか。           |
|                 | (3) 関連機関・団体との連携方法    | 県ひきこもり支援センター等関連機関・団体との連携方法が具体的になっているか。     |
|                 | (4) 団体独自の提案の企画       | 団体独自の提案が具体的で県の施策方針に合致した優れた企画になっているか。       |
| 信頼性<br>・<br>実効性 | (1) 過去の活動内容・実績       | 今までに、ひきこもり支援等の活動を実施し、効果的な成果をあげているか。        |
|                 | (2) 組織運営基盤           | 事業を実施できる組織運営基盤があるか。                        |
|                 | (3) 運営スタッフの充実        | 事業実行可能な運営スタッフが確保できているか。                    |
|                 | (4) 行政事業の受託実績        | 過去に行政事業の受託実績があるか。また、当該事業において効果的な成果をあげているか。 |